

技 第 6 3 9 号
令和6年3月4日

島根県建設産業団体連合会会長 様

島根県土木部技術管理課長
(公 印 省 略)

取得補償を行った場合の立木処理の見積徴収方法及び積算方法の改定について (送付)

標記について、別添 (写) のとおり通知しておりますので、お知らせします。

土木部 技術管理課
土木設計基準係 三島、山本
農林設計基準係 玉木、白築
無線 8-300-2-5390/5942

(写)

技 第 6 3 9 号
令和 6 年 3 月 4 日

隠岐支庁関係各局長
農林水産部関係各課長
農林水産部地方機関の長
土木部関係各課長
土木部地方機関の長

} 様

土木部技術管理課長

「取得補償を行った場合の立木処理の見積徴収方法及び積算方法」の一部改定
について（通知）

このことについて、令和 5 年 9 月 27 日付け技第 395 号までの通知により運用して
いるところですが、下記のとおり改定しますので、関係職員に周知してください。
なお、各市町村へは別途文書を参考送付しています。

記

1. 改定内容

- ・適用条件の「5. 伐採に係る積算方法選択フロー」を廃止し、「伐採作業に係る伐採歩掛（案）」の「1. 伐採歩掛（案）フロー」に集約し、選択条件を簡潔に見直して判定基準を明確化。

2. 適用

既通知の取扱いに変更はありませんので、既発注・今後発注を問わず、すべての工事に活用が可能です。

土木部 技術管理課

土木設計基準係 三島、山本

農林設計基準係 玉木、白築

無線 8-300-2-5390/5942